

新居浜

8月号
新居浜公民館
広報部
32-8312

新居浜校区先進地研修について

新居浜校区まちづくり推進委員会

今年度の運審委員研修旅行は、研修先の受け入れの関係で9月4日(土)に決定致しました。

研修地は徳島県神山町で、地方創生の元祖と呼ばれています。

昨年、コロナウイルス禍で、研修が中止となり、今年こそは実施できることを願っております、地域で取り入れることができる内容を発掘していきたいと考えております。

新居浜校区の人口・世帯数

令和3年6月末現在

男 2,020 人
女 2,212 人
計 4,232 人
世帯数
2,250 世帯

3ヶ月前との比較

男 (-8) 人
女 (-6) 人
計 (-14) 人
世帯数
(-7) 世帯

災害が起きたらみんなはどうする？ 危険から身を守ろう

8月21日(土)に、8時から12時まで、新居浜小学校体育館、の新居浜公民館にて開催されます。

昨年、たちあげた「次世代ネットワーク」の高校生メンバーが、今年度は企画し、中学生ボランティアと共に防災事業に取り組んでいきます。

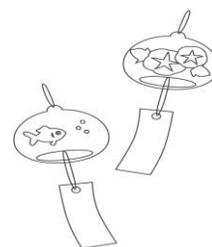
今年度は「体験コーナー」「学習コーナー」「調理コーナー」の3つのブースに分かれて、地域の方々、小学生が災害に備えて楽しく防災について学べるよう企画しております。

防災意識の高い地域を目指していきましょう。沢山の参加をお待ちしております。



こよみ 葉月

- 2日(月) えんぜるっこ
- 7日(土) 男の料理教室
- 8日(土) 祝日 山の日 休館日
- 9日(月) 振替休日 休館日
- 10日(火) 生き生きセミナー 青い鳥号
- 13日(金) マイナンバーカード作成日
- 16日(月) 民協会
- 17日(火) パソコン教室・タブレット教室
(浜つこ教室対象) 20日
- 21日(土) 防災事業
- 24日(火) 広報委員会 青い鳥号
- 26日(木) 自治会長会
- 28日(土) 健康セミナー



おめでとございます。

新居浜市交通安全推進協議会より

青野久夫様が表彰されました。

毎日、子どもたちの見守りをして

くださり、地域の交通安全に尽くさ

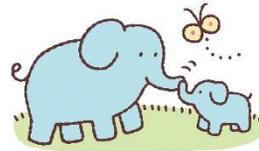
れた功績が評価されたものです。

今後とも、地域のためよろしくお

願いたします。

えんぜるっこ(子育て支援事業)

内 容 「親子ふれあい遊び」
 日 時 令和3年8月2日(月)
 10:00~11:30
 場 所 新居浜公民館
 対象者 新居浜校区にお住いの親子
 (乳幼児・未就園児)
 問合せ 主任児童委員
 大野美幸 (TEL090-9552-3966)



「親子でマイナンバーカードを作ろう」のお知らせ

今年度も公民館にて市民課が実施いたします。夏休みでもありますので、是非親子で作成しませんか？

- 日 時 8月13日(金) 9:30~12:00
- 場 所 新居浜公民館 1階和室
- お願い マイナンバーカード申請予約票を8月6日(金)までに公民館へご提出ください。申請予約票は公民館にあります。
- 問合せ 新居浜公民館 (32-8312)

健康セミナー

- 日 時 8月28日(土) 10時00分~
- 場 所 新居浜公民館 1階 和室
- 内 容 スポーツ栄養を学ぶ
親子参加OKです。是非参加してください。
- 申し込み 新居浜公民館
(32-8312)までご連絡下さい

生き生きセミナーのお知らせ

- 日 時 8月10日(火) 10:00~12:00
- 場 所 新居浜公民館 2階大会議室
- 内 容 シャボンフラワー
- 参加費 1,500円
- 申し込み 新居浜公民館
(32-8312)までご連絡下さい
是非、お越しください。お待ちしております。

水道管の漏水調査について(お知らせ)

9月~12月に新居浜校区において、漏水調査を行います。各ご家庭での水道メーターの調査や夜間路上における調査を行いますので、ご協力をお願いします。

1. 調査内容

戸別音聴調査：各ご家庭のメーターから漏水音を調査します。路面音聴調査：道路上の漏水音を調査します。

2. 調査時間

戸別音聴調査：午前8時から午後5時まで
路面音聴調査：午後10時から午前4時まで

3. 調査会社

新居浜市管工事業協同組合 TEL0897-33-1642

※漏水調査員は上下水道局発行の漏水調査員証明書を携帯しておりますので、不審に思われた場合は、漏水調査員証明書をご確認いただくか、下記問い合わせ先にご連絡ください。

〔問合せ先〕 上下水道局水道工務課 漏水対策係 電話65-1332

家具を固定し地震被害を防ぎましょう！

新居浜市では高齢者などの世帯を対象に、家具転倒防止フィルムの施工に係わる費用を市が負担しています。安全な住まいづくりの第一歩として、是非ご活用ください。

＜対象世帯＞ 市内に居住し、次のいずれかに該当する人のみの世帯とします。

- ① 65歳以上の人
- ② 介護保険法に基づく、要支援1~2、または要介護1~5いずれかの認定を受けている人
- ③ 身体障害手帳1級または2級を所持している人
- ④ 療育手帳を所持している人
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳を所持している人

＜内容＞ 家具の固定及びガラス飛散防止に係るフィルム等の材料費は各自負担。市が負担する部分は1世帯につき、家具固定3点・ガラス飛散防止フィルム4枚の施工に係る費用。

＜申込＞ 家具転倒防止等推進事業申請書に必要事項を記入し、危機管理課へ提出してください。(郵送可)

＜問合せ先＞ 危機管理課 電話：65-1282 fax：33-5180

E-mail：kikikanri@city.niihama.lg.jp